

1. 医療型障害児入所施設 「愛徳整肢園」 (入所定員 17 名)

身体に障害を持つ 18 歳未満の児童を、行政機関からの措置入所または保護者との契約により当園に受け入れ、整形外科、小児科、内科的治療及びリハビリテーションを行った。更に就学前の乳幼児には保育や生活支援を、学齢期の児童は、施設内に設置されている和歌山県立紀北支援学校愛徳分教室で教育を受け、更に高等部教育は、県立紀北支援学校本校へ通学する等、将来社会人として独立、自活に必要な知識、技能習得及び人格の育成に努めた。

2. 医療型障害児入所施設／療養介護事業所 「めぐみの園」 (入所定員 40 名)

◎医療型障害児入所施設 「めぐみの園」

18 歳未満の重度の心身障害児を行政機関からの措置入所または保護者との契約により当園に受け入れ、小児科、整形外科、内科的治療及びリハビリテーションを行い、特に超重症児については、常に体調を観察し、呼吸管理等を行った。更に、就学前の乳幼児には保育と生活支援を、学齢期の児童は、施設内に設置されている和歌山県立紀北支援学校愛徳分教室で教育を受け、更に高等部教育は、県立紀北支援学校本校へ通学するなど、それぞれの入所児の持つ能力と感受性を最大限に伸ばすための総合的な療育を行った。

◎療養介護事業所 「めぐみの園」

長期の入院による医療に加え、常時、介護が必要な重症心身障害者であって、障害支援区分 5 以上の方を、保護者又は成年後見人等との契約により、当園に受け入れ、小児科、整形外科、内科的治療及びリハビリテーションを行った。又、日常生活上の相談支援、日中活動、社会参加等を行い、身体能力や日常生活機能の維持、向上を目的とし、必要な介護、訓練等を実施した。

3. 外来部門他

外来診療部門では、整形外科、小児科、内科、児童精神科、泌尿器科、リハビリテーション科において在宅障害児(者)及び一般外来の診療およびリハビリテーションを行うとともに、行政機関からの委託を受け医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士らによる地域巡回診療、療育相談、発達相談等を実施した。

また県立医科大学および各養成校の学生らに福祉施設体験学習の場を提供し指導を行った。

4. 通所介護事業所 「マリア苑」 (定員 10 名)

地域高齢者の方が、楽しく憩いの場となるようなデイサービスに取り組んだ。

施設の持っている機能や資源を活かし、利用者の方が満足・信頼して下さるようなデイサービスを目指し、「共に生きるあなたと私」の理念をモットーに、障害者、子ども達との交流の場を提供した。

5. 和歌山県発達障害者支援センター 「ポラリス」

発達障害者本人や家族、支援者等からの相談に応じ、日常生活に関わることへの助言、情報提供、関係機関への紹介を行うとともに障害の理解、子育て、問題行動、福祉制度等様々な相談に応じた。遠隔地の相談者に対しては出張による巡回相談を実施した。また就労を目指す発達障害者には段階的に、様々なサービスを直接・間接的にいき就労支援を行った。家族には効果的な本人支援のための家族プログラムを提供した。また発達障害について、より理解を深めていただくため、啓発として県民一般を対象に講師を招いて講演会を実施した。

さらに発達障害者が地域で必要な支援が受けられ、当事者と家族の居場所として機能するよう、専門的なプログラムが実施できる事業所を増やすことを目的として、発達障害者支援マネージャーとして4ヶ所の実施事業所を集中的に研修・サポートし、育成に取り組んだ。

6. 障害者支援施設 「ビンセント療護園」

(生活介護定員 100 名 施設入所支援定員 75 名)

日常生活において介護、介助を必要とする人々に、医療、訓練、福祉の連携のもと、利用者個々のライフスタイルに応じたサービスを提供し、利用者の高齢化・重度化が進む中、医療・訓練との連携を図り、利用者本位の支援やサービス提供に努めた。また、利用者誰もが、限らない可能性を追求し、地域と交わることができる環境づくりと、楽しみや生きがいを見つけられるよう支援に努めた。

7. 福祉型児童発達支援センター 「カナの家」(定員 20 名)

児童福祉法移行に伴い、平成24年度からスタートした児童福祉事業である。

肢体不自由児・重症心身障害児・発達障害児などを対象に、より早期からの療育を目指した通園施設で、1才～6才までの未就学児の療育を行った。また、児童を対象とした放課後デイサービスも行った。

地域支援の一環として、保育所等訪問支援事業も行い、保育園や学校を訪問して療育支援を行った。